

西宮市中高年齢者就職支援業務プロポーザルに関する質問内容と回答

資料名	質問項目	質問内容	回答	受付日
募集要項	2. 応募資格 (P2) 参加資格について	「⑥西宮市の指名競争入札参加資格者名簿 (委託) に登録されていること」とあるが、令和 2・3 年度の審査申請の手続き中の場合は、どうすればよいか？	平成 31 年度の指名競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、法人税 (個人企業にあつては所得税)、消費税、地方消費税及び本市の市税 (西宮市内に本店 (本社) がある場合に限る) に未納がある者 (地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。) でないことを確認したいので、納税証明書の提出をお願いします。	R1. 12. 13 ①
		「⑨プライバシーマークの認証を取得していること」とあるが、参加表明書には「プライバシーマークの取得状況等について、認証証書の写しまたは研修実績のわかるもの」との記載がある。取得していなくても、研修を行ったことが分かればよいということか？また、「研修実績のわかるもの」には何かしら様式があるか。	プライバシーマークの認証を取得していなくても、プライバシーマークに準じたものであれば参加資格はあります。 「研修実績のわかるもの」の様式はありませんので社内研修を行った実績のわかる書類、なければ研修を実施した代表者からの申立書を提出してください。	R1. 12. 13 ②

資料名	質問項目	質問内容	回答	受付日
仕様書	3 委託業務実施場所の要件 (P4) データの取込みの可否について	「(4) 受託事業者による機器、物品等の持ち込みについて⑨持ち込んだパソコン等の機器に業務で使用するデータの取込みは手入力等の手段を問わず一切行わないこと」とあるが、登録者情報や相談履歴などを Excel 等に入力してデータ管理してはならないということか。	同項目(3) 本市が貸与する物品等の貸与表に記載が漏れているが、本市が貸与する外付けハードディスク (正・副) にデータを保存いただきたい。	R1. 12. 18 ①
	5. 推進体制 (P5) 様式 8 の本業務の推進体制について	配置予定の者ごとに「自治体等から受託した同種業務等の実績」を記載する欄があるが、個人として業務を受託することはないと考える。法人として受託し、その業務に担当者として携わった経歴を記載すればよいか。	お見込みのとおりです。	R1. 12. 13 ③
		配置予定のものが、提案団体とは別の過去に所属していた団体で経験した業務を記載して差し支えないか。	お見込みのとおりです。	R1. 12. 13 ④
総括責任者と業務従事者について	(1) 役割定義 として“「総括責任者」と「業務従事者」という 2 つの役割体制をとる “とあるが、(様式 8) の業務責任者 (管理総括者) は、「総括責任者」と同義か。	仕様書 (1) 役割定義と (様式 8) の推進体制は概念が異なります。 「(様式 8) (2) 業務主任」は現場での長となります。「(1) 業務責任者」は (2) 以下を管理する者です。 「仕様書の (1) 役割定義」はそれぞれの業務内容を示しますので (様式 8) の業務従事者の誰が担うのかは事業者によって異なると考えています。	R1. 12. 17 ①	

資料名	質問項目	質問内容	回答	受付日
		業務主任は「業務従事者」が複数いる場合、そのうちの1人を主任として選任し、その1名分の経歴を記載すればよいか。(他に業務従事者がいる場合、人数分の記載は不要ということか?)	業務従事者のうち業務主任以外の従事者は表を追加し「担当者」として記載してください。	R1. 12. 17 ②
		(様式10)見積書の明細 「1. 人件費(1)人件費」として、「①業務主任」「②相談・事務スタッフ」の欄はあるが、総括責任者の人件費を計上することはできないのか。	(様式10)見積書は必ず記載いただきたい項目をあげています。他の項目を追加する場合は適宜記載してください。	R1. 12. 17 ③
	6. 委託業務履行の 検査(P6) 実利用者、就職者の 定義について	「(2)検査の方法」として、主な記載項目として挙げられている下記項目の定義は何か。 【実利用者数】 過年度に登録した人が、当該年度での利用が1度でもあれば「実利用者数」になるのか。	お見込みのとおりです。	R1. 12. 13 ⑤
		【就職者数】 雇用形態、就業時間、雇用期間等に制限はあるか? (例えば短期派遣就労者は就職者としてカウントするのか等)	制限はありません。	R1. 12. 13 ⑥
		【就職者数】 同一年度内に離転職を繰り返した場合、就職者として複数回カウントすることになるか。	お見込みのとおりです。	R1. 12. 13 ⑦